

平成27年9月29日

答申第587号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHKの情報公開制度運用のための経費に関して、① 経費の実績、② 経費の中身（費目等）」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも取りまとめておらず、文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

「NHKの情報公開制度運用のための経費」について取りまとめは行っていないため、開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月24日（第222回審議委員会）第595号諮問、審議
9月29日（第224回審議委員会）審議、答申